

報告第3号

市長専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和3年3月2日提出

渋川市長 高 木 勉

専 決 処 分 書

和解及び損害賠償の額を定めることについて

平成26年10月20日午前10時40分ごろ、渋川市村上1384番1地先林道峠山線において、XXXXXXXXXX氏運転の普通乗用車（所有者XXXXXXXXXX氏）が林道に生じた陥没部を通過したことにより、左側前後のタイヤ及びホイールを破損したので、和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定及び市長において専決処分することができる事項の指定について（平成26年12月11日議決）により、次のとおり専決処分する。

令和3年2月5日

渋川市長 高 木 勉

1 和解の内容

当事者 甲 渋川市長 高 木 勉
乙 XXXXXXXXXX

- (1) 甲は乙に対し、車両修理費138,446円のうち69,223円を支払う。
- (2) 甲及び乙は、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

2 損害賠償額

69,223円